

令和2年7月14日

中部運輸局

令和2年7月豪雨

関連

連絡先：

国土交通省 中部運輸局 自動車技術安全部
整備課 飯田、齊藤 TEL 052-952-8042
技術課 田中、野瀬 TEL 052-952-8043

保安基準適合証等の有効期間を延長します

～令和2年7月豪雨災害による被害を受けて～

令和2年7月豪雨災害による被害に伴い、岐阜県の一部地域*に事業場を置く指定自動車整備事業者が交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章*¹並びに当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の限定自動車検査証*²の有効期間について、自動車検査証の有効期間と同様に8月4日まで延長することとします。

【対象地域】

*岐阜県（高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市）

- 今般、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通大臣告示が公布されたため、下記のとおりとすることを本日公示しましたのでお知らせします。

記

1. 岐阜運輸支局管内の一部地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が、当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和2年7月8日から令和2年8月3日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。
2. 岐阜運輸支局管内の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月8日から令和2年7月22日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。

※1 「保安基準適合証及び保安基準適合標章」とは、継続検査時等に現車提示を省略するために、民間車検場（道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者）が交付するもの。

※2 「限定自動車検査証」とは、継続検査時等に不適合となった場合に、整備を行うことを目的とする場合に限って自動車が運行できるよう自動車検査証の代わりに交付するもの。

公 示

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」
(平成8年法律85号)第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通大臣告示が公布されたため、下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 岐阜運輸支局管内の一部地域※に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和2年7月8日から令和2年8月3日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。
2. 岐阜運輸支局管内の一部地域※に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和2年7月8日から令和2年7月22日までのものは、令和2年8月4日をもって満了するものとする。

※一部地域

岐阜運輸支局管轄

高山市、中津川市、恵那市、飛驒市、郡上市、下呂市

令和2年7月14日

中部運輸局 岐阜運輸支局長